

Podcast Series: Tokyo Antitrust & Competition Group

Antitrust & Competition Situation Room

ラテンアメリカ インタビューサマリー

1. ラテンアメリカの競争当局は、COVID-19 の感染拡大の中、競争法の執行を確保するための措置を講じている。ブラジルでは、経済擁護行政委員会(CADE)が、医薬品部門における濫用的な値上げの調査を開始した。メキシコでは、連邦経済競争委員会(COFECE)が、緊急事態下における競争促進的な水平的連携協定等に対する措置に関するガイドラインを発表している。

一方で、各競争当局は、現在の緊急事態下で、共同して活動する必要性を認識している。メキシコ当局は、供給の維持や増加、サプライチェーンの保護などに必要な連携協定を、競合他社の排除を目的としない限り摘発しない方針を示した。ペルーでは、全国競争保護及び知的財産権保護機関(Indecopi)が、製品供給確保のための競合事業者の連携協定を認めるとアナウンスした。

これらの措置は、複数の製品の需要変動に効率的に対応するために、合法的な協調が可能であることを示すものである。ただし、競争法は、危機的状況にあってもなお適用されるのであり、各競争当局は、現在の緊急事態に乗じて反競争的な行為をとる企業を警戒しており、企業が行った反競争的な措置に対しては確実に制裁がなされるであろう。

2. カルテルの調査は、パンデミックの間も継続されており、特に価格固定に関しては重点的に調査がなされている。国際競争ネットワーク(ICN)が、製品及びサービス、特に医療機器等の公衆衛生において必要となる物資は、競争力のある価格で提供され続けなければならないと声明を出し、各競争当局に反競争的行為に警戒を怠らないよう注意を促した。ブラジルでは、医療用医薬品の分野で、医薬品供給会社が、恣意的かつ濫用的に価格や利益を引き上げている疑いがあるとして調査が開始された。

各競争当局は、緊急事態下における競合他社との連携・協力は、希少な製品やサービスを確保するために、一時的かつ必要な限度で行われるべきとの方針であるため、競争法違反の疑いを避けるため、企業は速やかに競合他社との取り決めに競争当局に通知し、緊急事態が終息した際には、取り決めに速やかに終了させることが推奨される。

3. 多くの国の競争当局はリモートワークを活用して業務を継続しており、企業に対しては電子的に情報を提出することを要求している。いくつかの国では、緊急性のない合併審査は保留中のと

ころもあるが、特に複数の国にまたがる合併案件については、届出先の競争当局の動向を注視する必要がある。

以上のような状況を踏まえて、企業はパンデミックから生じる業務上及び規制上の課題に迅速に適応し続ける必要がある。競争法は依然として執行されているため、企業にとっては、自らの行為に関する潜在的な競争法違反リスクの防止を常に念頭に置くことが重要である。